

(様式 1)

平成30年3月26日 提出

福知山市議会議長 様

会 派 名 大志の会

代表者名 桐村一彦



福知山市議会「大志の会」
行政視察研修報告書

1 視察日程 平成29年11月14日 (火)

2 視察先及び調査項目

(1) 兵庫県豊岡市

「定住自立圏構想について」

(2) 兵庫県養父市

「定住自立圏構想について」

3 参加議員

高宮辰郎、桐村一彦、西田信吾 以上3名

4 経 費 調査研究費 6,848 円 (様式3) のとおり

5 調査報告 別紙 (様式2) のとおり



視察日	平成29年11月14日(火) 10:00～
視察先	兵庫県豊岡市 人口 83,554人 (平成29年4月1日現在) 市面積 697.55 km ² 議員定数 22人
調査項目 施策・取組等	定住自立圏構想について
視察理由 事前研究等の概要とそれに基づく調査項目・視察先の選定理由等	定住自立圏締結に向けての取組みと課題 定住自立圏を締結した「中心市」として選定
調査概要 調査項目の施策・取組等の実施状況等	<p>◎豊岡市における定住自立圏「但馬定住自立圏」の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> 豊岡市は兵庫県北部に位置し、面積は697.55 km²と非常に広範囲な状況であるが、定住自立圏の中心市として機能している。 中心市宣言は平成23年3月、導入については25年10月に市長が決断した。 決定に関して議会での検討結果は概ね賛同があり特に問題はなかった。市長と各首長が折に触れて協議したため、中心市になることに周辺町村との軋轢はなかった。近隣市町村は新温泉町、香美町、養父市、朝来市の2市2町と連携し圏域を形成する。新温泉町は「鳥取・因幡定住自立圏」(中心市は鳥取市、他に鳥取県内の4町)にも協定している。 連携事業としてはメインに「周産期医療センターの整備」事業。 すべての市町が連携できる事業にこだわらず、共同で実施している事業だけでなく、目的が同じであれば各市町が個々で実施している事業とし、総和的に圏域の目的を達成した。施策分野の生活機能の強化として、①医療、②産業振興、③環境、④防災)。結びつきやネットワークの強化として、⑤地域公共交通、⑥圏域内外の住民との交流・移住促進。圏域マネジメント能力の強化として、⑦人材育成などを実施しており、今後も拡張する方針である。 メリットとしては、連携の強化、財政措置、有利な事業債、国からの支援(単独よりも有利)などがある。デメリットとしては会議や協議などの事務処理が増えること、日程調整が困難なことがある。(中心市が主体として行う)
考察 本市での施策充実化に向けた可能性、課題、今後の調査取組方針等	<p>◎福知山市政に活かすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> 本件は3市2町と連携し定住自立圏を形成する中心市であり、数多くの事業を行っている例として参考になる。 本市においても丹波市などの特に交流人口が多い市や既に連携している周辺市町とのさらなる連携を図る上で有効な施策と考える。 導入に当たっては中心市に対する抵抗を和らげる意味でも首長同士の事前の話し合いが必要であると感じた。

視察日	平成29年11月14日(火) 14:00～
視察先	兵庫県養父市 人口 24,686人 (平成29年2月28日現在) 市面積 422.91 km ² 議員定数 16人
調査項目 施策・取組等	定住自立圏構想について
視察理由 事前研究等の概要とそれに基づく調査項目・視察先の選定理由等	定住自立圏締結に向けての取組みと課題 定住自立圏を締結した「近隣市町村」として選定
調査概要 調査項目の施策・取組等の実施状況等	◎養父市における定住自立圏「但馬定住自立圏」の現状 <ul style="list-style-type: none"> ・ 養父市は平成16年4月1日に養父郡八鹿町、同養父町、同大屋町、同関宮町が合併し「養父市」として市政を施行した。面積は422.91 km²、人口は24,686人(平成29年2月末)。古くから但馬地域の要衝として、生糸商が栄えるとともに但馬牛取引の拠点ともなった。 ・ 定住自立圏への参加決定経緯は、但馬地域では産科医の確保が難しく、子供が生み育てられなくなるという懸念があり、但馬地域全体で「周産期医療センター」を整備する必要性を感じ、定住自立圏構想に至った。 ・ 平成24年9月20日に「但馬定住自立圏共生ビジョン」を策定した。 ・ 具体的な取組内容は医療、産業振興、環境、地域公共交通、圏域以外の住民との交流・移住促進、人材の育成、福祉、教育、観光、防災・消防、道路網の整備などに取り組んでいく。 ・ 役割分担については中心市の豊岡市主導で進めている。 ・ 古くからの繋がりがあり、自治体の規模も大きな違いがあるので中心市に対しても抵抗はなかった。議会の反対もなかった。 ・ 定住自立圏に参加するということは、都市機能として不足している機能を補完する取組みである。 ・ メリットは特別交付税や事業の優先選択などの財政上の優遇措置があることと、1つの自治体では取組みが難しい事業でも取組み可能になる。 ・ 中心市と周辺市町がお互いに了解したものを協定するので、基本的にデメリットはない。
考察 本市での施策充実化に向けた可能性、課題、今後の調査取組方針等	◎福知山市政に活かすこと <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市においても丹波市などの特に交流人口が多い市との連携を図る上で参考になる。 自治体の特色(本市においては「福知山公立大学」の存在や長田野工業団地の存在)を活かした導入の強調が非常に有効と感じた。 同時に住民同士の繋がりが重要であり、本市においても周辺の市町との長い交流があることから、メリットを共有できることを確認しあうことで導入に向けた取組みを進めたい。

(様式1)

平成30年3月26日提出

福知山市議会議長 様

会 派 名 大志の会

代表者名 桐村一彦



福知山市議会「大志の会」
行政視察研修報告書

- 1 研修年月日 平成30年1月15日(月)～1月16日(火)
- 2 研修先 千葉市美浜区浜田1丁目1番 電話043-276-3737
(公財)全国市町村研修財団 市町村職員中央研修所
(市町村アカデミー JAMP)
- 3 参加者氏名 高宮辰郎・桐村一彦・西田信吾 3名
- 4 経 費
- | | |
|-------|-------------|
| 研修参加費 | 30,000 円 |
| 振込料 | 648 円 |
| 交通費 | 88,320 円 |
| 合計金額 | 118,968 円 ✓ |
- 5 研修項目 平成29年度 第2回市町村議会議員特別セミナー
～地域における政策課題～
- ① 講義 人口知能AIの現状とこれから
講師 国立情報学研究所教授 (一社)人口知能学会会長
山田 誠二 氏
- ② 講義 地域活動と議員の役割
講師 早稲田大学マニフェスト研究所事務局長
(一社)地域経営推進センター代表理事 中村 健 氏
- ③ 講義 複雑化・多様化する環境問題への取り組み
講師 放送大学理事・副学長、広島大学名誉教授 岡田 光正 氏
- ④ 講義 地方自治の本旨と地方議会制度の在り方
講師 首都大学東京大学院社会科学部法政専攻教授
木村 草太 氏
- 6 研修内容 別紙(様式2のとおり)
- 7 資 料 視察研修行程表・写真・資料(別添資料 1)
- 8 経費精算書 (様式3のとおり)



(様式2-1)

日 時 平成30年1月15 (月)

講義 人口知能AIの現状とこれから

講師 国立情報学研究所教授 (一社) 人口知能学会会長 山田 誠二 氏

研修の内容と評価

1. AI を取り巻く状況、人口知能 AI とは何か
AI(Artificial Intelligence) 人間並みの知的な処理をコンピュータ上に実現
2. AI ここ数年のトピック ==第3次 AI ブーム==
一般物体認証 テレビゲームの学習 GOOGLE の猫 ALPHAGO
3. AI の得手/不得手
会計と監査 災害救助ロボット 自動車の自動走行
4. AI で変わる社会 ==今後有望な応用分野==
賢い情報検索 高度なパターン認識 会計関連 ネット利用の様々なサービスの AI 化
人間と AI の労働 : 役割分担 ==AI が人間のやるべき仕事を明確化する==
5. 日本企業に期待されること、準備すべきこと
人間が無意識に簡単に行っている作業ほど AI には難しい
==コンビニ店員の労働==
AI が仕事を部分的に代替え AI の得手不得手 人間と AI が一緒に働く社会
6. これからの AI ==インタラクティブ AI==
人と AI の現実的で望ましい関係
協調する人と AI : インタラクティブ AI (人とロボットが飛行機を操縦、人がロボットに仕事を教える)
人間と AI が得意分野を補い合い協調して問題解決する

評価

近い将来 AI が人に代わって多くの仕事をし、雇用形態が大きく変化するように言われている。しかしながら、AI における得手不得手により、対話型や相互作用型のように、人間 AI が得意分野を補い合い協調して、問題解決する社会が望ましいと思う。

人と AI 仲良くね。

日時 平成30年1月15(月)

講義 地域活動と議員の役割

講師 早稲田大学マニフェスト研究所事務局長

(一社) 地域経営推進センター代表理事 中村 健 氏

研修の内容と評価

議会改革度調査2016より

情報共有

会議録・資料 動画 賛否、活動報告 広報、広聴

(議事録公開、議事録公開日数、事前公開、動画公開、動画と資料の関連付け、賛否結果と理由、視察の公開、政務活動費の公開、政務活動費のチェックと支給、議会だより発行数、議会だより工夫点、HPとSNS、広報戦略)

住民参加

傍聴議会 発言、意見受付 直接対話Ⅰ 直接対話Ⅱ

(傍聴議会、バリアフリー、傍聴・利用工夫、住民の発言機会、参考人と公聴会、住民意見の反映、シティズンシップ、選挙公報、報告会の義務付け、報告会の開催、平均会場数と参加者数、報告会の意見反映、報告会の意見政策、報告会の参加増加、報告会の充実)

機能強化Ⅰ

議会基本条例 マネジメント 議案 討議、調査充実

(基本条例の制定と改正、基本条例の検証・公開、検討組織、実行計画、議会改革の検証・公開、議長選挙の立候補制、議長選挙の公開、議員提案条例の数、議員提案条例の検証、修正案の提出と否決、通年議会、反問権・一問一答・議員間討議、所管事務調査、ホワイトボード)

機能強化Ⅱ

計画、予算決算 議会局、サポート ICT、非常時 研究、調査環境

(議決事項の追加、自治体計画、決算と予算、外部サポート、事務局改革、災害時、政治倫理、PC持込み、ICT、ICTの詳細内容、データベース、図書室の利用、図書室の状況)

全国議会の動向

議会自身が認識する事、議会を住民に知ってもらう事==議会として、どの様な活動をしているのか。 ⇒⇒⇒ 議会活動が地域経営に連動している事==議会として活動して結果、地域に変化を起こせたかどうかを議会自らがチェックする体制を整えているか。 に変わってきた。
議会活動の課題 (情報収集・調査分析・議論)

住民福祉の向上 ⇔⇔⇔ 納得感 ⇔⇔⇔ 税の徴収、税の分配

ニーズを把握する 社会環境を読む 政策: 税の納入と振分け 政策の中身を知って (参画して) もらう 政策に納得してもらう 政策の結果を検証する

評価

マニフェストの動向をみて、議員の役割は、地域活動を通じ、住民福祉の向上のために努力することであり、常に研究心をもって、向上し、市民の負託に応える。

日 時 平成30年1月16 (火)

講義 複雑化・多様化する環境問題への取り組み

講師 放送大学理事・副学長、広島大学名誉教授 岡田 光正 氏

研修の内容と評価

日本における環境問題

環境基本法：平成5年11月19日法律第91号

基本理念と施策の基本となる事項を定めた。

東日本大震災（平成23年3月11日）発生による変化。

第四次環境基本計画（平成24年4月27日）

目指すべき持続可能な社会==人の健康や生態系に対するリスクが十分に低減され、

「安全」が確保されることが前提==「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野==

=健全な環境が地球規模で行われなければならない。

第五次環境基本計画の方向性について (案) (2017年12月)

1. 地域環境共生圏の創造。 2. 世界の範となる日本の確立。

3. 環境・生命文明社会の実現。

農山漁村====地域環境共生圏====都市

水環境の望ましい状態とは 人の健康の保護 生活環境の保全

環境問題解決の方法は？==排水は浄化してから放流すべきである！しかし、どこまできれいにするか？

排水はどこまで処理するか？==汚濁原因物質を完全に除去？ 技術的に可能なレベル？ 社会的／経済的に公平なレベル？ 環境基準達成に十分なレベル？ ==
=公平性を重んじる日本のやり方。

複雑な環境問題へに対策は？==排水の水質基準。

水質総量削減==放流水域の水質／環境

中長期的な目標

今後の四半世紀における望ましい社会・経済像を見据え、流域の特性に応じた水質、水量、水生生物等、水辺地を含む水環境や地盤環境が保全され、それらの持続可能な利用が図られる社会の構築を目指す。

地球規模の環境問題への対策は？ 温暖化 気候変動は地球規模の問題か？

評価

我々は何のために海をきれいにするのか？ 目標を決めるということはどういうことなのか？ 最終的には政治が決める、皆さん方が決める！

将来世代、次世代に対して、今やらなければ地球環境維持は望めない。自分のこととして、真剣に考えていかなければならない。

日時 平成30年1月16 (火)

講義 地方自治の本旨と地方議会制度の在り方

講師 首都大学東京大学院社会科学研究科法学政治専攻教授 木村 草太 氏

研修の内容と評価

地方自治とは何か?

内戦を終わらせる。という大目的があった。

1. 国家主権の原理との緊張関係

正統化された実力行使の広汎な領域を締め出す、近年にいたるまでの百年がかりのプロセスであった。(父親や親方の懲罰権、学校における殴打の罪など)

2. 国家法人内部の権力分立

「国家法人説」の登場が、国家「権力の単一不可分性という想定を放棄することなく、自らの内側に最大限の多元性を抱え込む」ことを可能にした。

垂直的権利分立 ←————→ 水平的権利分立

3. 連邦制の原理との比較

単一国家：国民主権原理 議会を中心に動く 住民自治

連邦国家：2つの戦略によって民主的正統性→民主的正統性を備えた邦の連携+国民主権原理

4. 単一国家における地方政府の民主的正統性

GHQ案と日本政府案：第八章の制定経緯

1. GHQ案におけるホーム・ルール制

1945年8月：ポツダム宣言受諾→基本的人権の確立や民主主義の復活強化を求める条項

1945年12月6日：民政局のラウエル、過度の集権を戒めるメモ

2. 日本国憲法におけるホーム・ルール制の挫折

1946年2月13日：GHQ案交付

1946年4月17日：憲法改正草案

議会を設置 直接選挙 条例制定可 住民の投票 (過半数の同意)

日本国憲法の地方自治

1. 地方自治の本旨 憲法92条の意義：法律事項化・団体自治と住民自治

2. 地方公共団体の設置 制度的保障 中央政府直轄地の否定

3. 地方公共団体の組織 二元的代表制

4. 地方公共団体の権限 具体的権限は未規定

5. 地方特別法の住民投票 中央政府に対抗していく方法

地方議会の意義

町村総会ではノーチェックになる危険性。直接民主制・住民協働という触れ込み。「総懺悔」の無責任になる。多人数過ぎて議論ができない。分業が消えて、他人任せに。議員のやりがい、どう作るか 町村議会は3人でも可能。

評価

歴史的背景から地方自治における「地方自治の意義」と、議会設置による「二元代表制の意義」を再確認できた内容であった。

(別添資料)

写真・資料等

29年度セミナー資料